

## 平成24年度事業計画

### 第1 はじめに

#### <新しき地域社会のために>

今年度は、全国の数多くの自治体において、「市民後見人の養成・支援」等の事業が開始される年になる。この事業の広まりは、少子高齢社会の加速する我が国の地域社会に、良き変化をもたらすものと、当法人は思料している。

当法人は平成17年10月1日に公表した「成年後見制度改善に向けての提言」において、「市民後見人」という言葉を発案し、我が国で初めてこれについての提言を成したため、その全文をここに引用する。

#### 記

##### 「市民後見人」の養成・供給

適切な成年後見人の養成・供給は単なる個人や家族だけの問題ではなく、国の社会福祉制度の一環に係る優れて重要な社会問題である。国、地方公共団体はその責任において良質な「市民後見人」の養成・供給を行うべきである。

##### (理由)

成年後見制度をより身近に、しかも利用したいときに誰でも利用できるような制度にするためには、後見活動に理解と意欲のある一般市民に対しても成年後見人の給源を求める必要がある。研修等により後見活動に必要な法律・福祉の知識や実務対応能力を備え、かつサポート組織の支援を受けることができれば、「市民後見人」として登場し、主として本人に身寄りがなく紛争性の少ない事案や市区町村長申し立てに係る事案等を担当することが可能である。従来は、「ボランティア後見人」が提唱されていたが、ボランティアで後見活動に関わる人に本人の最善に利益を守る役割や何年続くかわからない後見活動を期待できるのであろうか等の疑問がある。そこで、「市民後見人」に対して、親族後見人、専門職後見人に次ぐ第三の担い手として制度的な位置付けを行うものである。

以上の提言と老人福祉法第32条の2の条項を照らしてみればわかるとおり、ようやく国は昨年の法改正によって当法人の先駆的提言を受け入れたといえる。当法人は「新たな公益」を創造しようとしているのである。当法人はこの公益の創造に力を注ぎたい。

昨今の地域社会は危機的シグナルを発信し続けている。それは高齢者・障害者への虐待の増加、振り込め詐欺等の消費者被害の増加、無縁死・孤独死の増加等、不幸な事象は枚挙にいとまがない。超高齢社会に入った我が国にとって、また少子高齢社会の続く我が国にとって、これからの地域社会のために必要な仕組みは、高齢者・障害者等をうしろから「見守る目」を少しでも増やしていくことである。今後、市民後見人が全国各地で数多く登用されることは、その帰結として「見守る目」を増やしていくことに繋がり、やがてそれは地域社会における新たな共同体の構築のきっかけにもなり得るものと期待する。

当法人は「市民後見人」の最初の提案者であったのであるから、これから始まる市民後見人の養成・支援等、そして公的支援制度の構築に、公益社団法人として積極的に関わって行く。

#### <会員不祥事を起こさないリーガルサポートを構築する>

当法人は、昨年4月に公益社団法人へ移行したが、その移行初年度に会員の不祥事が起きたことについては大変残念であり、かつ大きな憤りを覚える。

当法人は設立当初より、会員の行う成年後見事務の公益的重要性から、会員に対する執務管理支援としての指導監督事業を行ってきたが、このように一部の会員のあるまじき行為により、司法書士にとどまらず、専門職後見人さらには成年後見制度全体への不信感を拡大させてしまっており慙愧に堪えない。

このような問題行為は必ず発覚し、私的流用した金員は全て弁償するのは当然であり、社会的制裁が科せられ、司法書士としての活動基盤を失い、家族の生活も脅かされることになる。

我々は、あらためて当法人の果たす役割及び専門職後見人としての責任をかみしめ、信頼を取り戻す努力を継続しなければならない。

本年は、以前より継続されてきた執務管理支援体制と研修のあり方について、更なる見直しを行い、全国 50 支部において、同様に充実した執務管理支援と後見人等候補者名簿登載研修を継続実施するよう本部と支部の取組みの充実を図る。

## <東日本大震災被害への対応>

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害へ対処するため、当法人は息の長い支援をしていく所存である。本年度も後見支援及び被災者のために無料相談等を実施し、被後見人及び被災者の方々への権利擁護に万全を期するための努力をしていく。

## 第 2 重点目標

### 【公益目的事業】

#### I 公 1 専門職後見人養成・指導監督事業

昨年度に引き続き、会員不祥事を起こさない体制を構築することを最大の目標とする。全会員が初心に帰って自らの後見執務を見直すとともに、法律家として当然ながら自ら所属している当法人の定款・諸規則を遵守することは、司法書士後見人としての最低必要条件である。「全会員が報告書提出を厳守」「全支部が会員に報告書の提出を促し精査を徹底」「苦情や会員の問題行為への組織的対応を確立」に取り組み、新たな不祥事防止策を実行する。

また、引き続き多方面にわたる研修を実施し、高度な倫理観をもった専門性の高い後見人等及び後見監督人等を養成していく。

#### 1. 公 1 - ① 専門職後見人指導監督事業

当法人の行う「専門職後見人指導監督事業」は、権利を擁護されるべき被後見人にとって不可欠の事業であるとの認識から、後見人等及び後見監督人等の権限濫用や不正行為を防止し、不適切な後見執務及び監督執務があればそれを改善させるための指導監督をしていく事業である。

具体的には、後見人等及び後見監督人等に就任した会員に定期的に業務報告書を提出させ、それを精査することで後見人等及び後見監督人等の権限濫用や不正行為を防止し、不適切な後見執務及び監督執務があればそれを改善させるための指導監督を行っている。

また、専門的に養成された後見人等及び後見監督人等でも解決できない困難な問題に対しても、これまでの膨大な情報の蓄積を駆使し、その解決策を提示し、成年後見制度の利用者を後見人等及び後見監督人等を通して支援していくことである。

そこで当法人は、会員に対し、定款及び諸規則に基づき、当法人の推薦の有無にかかわらず、当法人の事業に関する事件を受託した事件の業務報告書の提出を求めている。当法人からの推薦・紹介に基づかない事件については報告義務なしと誤解している会員が一部存在す

るが、会員は定款第54条に基づき「この法人の事業に関して受任した場合」は全ての事件を報告しなければならない。

当法人がその徹底を図るためには、会員の受託件数を100%把握する必要があり、従前よりそのための調査を行っているが当該調査に依拠していない会員もあることから徹底した指導を行う必要がある。

また、昨年度生じた不祥事においては業務報告書が提出されていながらも「報告時点の現金・預貯金残高」に不実の数字を記載していたこと、また、前兆ともいえる問題行為の記載があったことから、預金通帳等の最終頁を添付させ、さらに業務報告書の精査方法について注意喚起するとともに、支部の執務管理担当者の精査調査業務のノウハウの充実を目指した取組みを行う。

## 2. 公1 - ② 専門職後見人養成事業

当法人の行う「専門職後見人養成事業」は、多方面にわたる研修を実施して専門性の高い後見人等及び後見監督人等を養成し、その推薦していくことにより、判断能力の衰えた高齢者・障害者、或いは判断能力を喪失した高齢者・障害者を支援し、その福祉の増進に寄与していくことである。

そもそも後見事務は、そのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を向上させるため、本人の資産・収入を利用して、あらゆる社会資源の中から最適な支援項目・支援事業者を選択し身上監護面の充実を図り、本人らしい生活が送れるよう支援することである。

また、専門職後見人として選任される後見事件は、親族後見人では困難な事案であり、主に①消費者被害や親族等による虐待を受けている事案、②紛争性や法的問題をかかえる事案、③親族等に適切な支援者の欠けている事案、④財産管理と身上監護の両方が求められる事案等である。

つまり、専門職後見人として要求される知識・見識は、司法書士試験に出題される法令の範囲を大きく超えており、人権、福祉制度、その他隣接法制度、後見人としての倫理、財産管理の手法、身上監護の手法、認知症高齢者への理解と接し方、知的障害者や精神障害者への理解と接し方、医療同意についての諸問題、被後見人死亡後の事務、遺言執行事務等広範な知識と高い倫理性及び高度な専門性が要求されている。

そのため当法人は、「後見人等候補者名簿登載研修システム」を整備しているが、当該システムには、二つの役割があるものとする。

第一は、当法人の研修により専門職後見人に求められる専門知識を習得するとともに、倫理感を高め、高齢者・障害者に対する適切な対応方法など後見人に必要な見識の涵養を図ることである。さらに、継続的に研修を履修することにより最新の知識と情報を習得することができる。このことにより、当法人が社会に対して推薦する専門職後見人は、財産管理のみならず身上監護においても重大な課題を内包した事件に対応できる知見を備えるとともに、信頼性の高い専門職後見人としてその素養を向上させていくことが可能となる。

第二に、このように後見等開始申立件数が増加するとともに専門職後見人の需要が高まっているが、家庭裁判所によっては、専門職後見人の人数が整っておらず、当法人の後見人等候補者名簿登載者だけではなく、名簿未登載者や非会員である司法書士を選任せざるを得ない状況に陥っている地域もある。我々はこのような状況において、志の高い新しい会員の養成を行ってそのニーズに応えるとともに経験豊かな会員を後見人等候補者名簿における更新を継続させて層の厚い推薦体制を構築する必要がある。

さて、今回の不祥事を含む会員の問題行為を検証すると、真摯な態度で被後見人に向き合っていないと感じるケースが多く、司法書士経験の浅い会員というより、むしろ司法書士経

験豊富なベテラン会員において生じていることに注目しなければならない。

そこで、今年度は、新たに後見事務を行う会員（新入会司法書士のほか司法書士経験豊富な会員を含む）を「新人会員」ととらえ、ベテラン司法書士に対する意識の変革を求めつつ、初歩的・基本的な執務のあり方をきめ細かく履修できるよう、昨年度に引き続き支部との協議をしながら「新人研修」（新規名簿登載研修）の抜本的改革に向けた基盤整備及び改革の実施を図る。

## II 公2 法人後見・法人後見監督事業

当法人が行う「法人後見・法人後見監督事業」は、主として個人が後見人等として後見事務を遂行するには困難な問題を内包する事案を対象とする方針である。当法人が自ら後見人等に就任し、組織として対処してその問題を解決することにより、また、当法人が組織として対処する必要性の高い事案の後見監督人等に就任し、後見人等が後見事務を適正に遂行するよう指導監督することにより、成年後見制度を必要とする高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

近年、法人後見の受け皿として、社会福祉協議会や特定非営利活動法人等の法人が成年後見人等に選任される事案も年々増加する傾向にある。その中で、当法人は、法人後見においてもその先駆的役割を果たしており、その執務体制についてはあらゆる分野からの取材・質問が絶えない状況であり、公益社団法人への移行後は、法定後見・任意後見ともに広域事案、暴力事案、強度の他害性事案、困窮者事案その他公益的な事案に限定して受託している。

個人では就任をためらうような困難な問題を内包する事案につき当法人への就任依頼の要望は増加しており、今後更なる増加が予想される。

このため、今年度は、当該要望等に一層対応できるよう全国的に充実した法人後見事務の遂行体制の構築を目指し、昨年度に引続き支部訪問を行い、支部における法人後見体制の強化を図る。

## III 公3 成年後見普及啓発事業

当法人は、社会に対して成年後見制度を利用することの必要性とその有用性を周知し、その普及と利用促進を図り、さらに成年後見制度の健全な発展を図ることを目的に「成年後見普及啓発事業」を行っている。

当法人は、設立当初より全国 50 支部及び本部において相談会やシンポジウムを開催し、制度の調査研究に基づく改善改正提言や出版事業を行う等多くの普及啓発活動を展開してきた。

今年度は、今後の成年後見制度の進むべき方向性を意識しながら、災害対策事業及び厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用した高齢者虐待防止に関する補助金事業を継続し、「市民後見人」に関する事業を行い、「後見制度支援信託」の運用実施に伴い本来的な制度設計の見直しを模索する等さらに充実した活動を展開していく。

### 1. 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

司法書士理事全員を本部員とする東日本大震災に関する災害対策本部の活動として、被災地支部と司法書士理事による合同会議を開催し、今後の支援活動のあり方を協議するとともに被災者に対する相談活動について日司連と連携協力して行う。

### 2. 公3 - ④ 書籍等出版事業

当法人は、成年後見制度の普及活動の一環として書籍等出版事業を行い、数々の書籍等の出版を手掛けてきた。

今年度は、市民後見制度が社会の安定に寄与し、適正に機能することに資することを目的として書籍「市民後見人養成講座テキスト（仮）」の出版作業を行う。

また、当法人が「企画」に参画している成年後見制度の専門雑誌「実践成年後見」について、後見実務の事例の収集を行い実務に資する内容の充実を図りながら、司法書士の定期購読者を増加させる措置を講ずる。

### 3. 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

当法人は、昨年度よりイギリスの2005年意思能力法行動指針を参考にして、我が国の成年後見制度を支えるあらゆる後見人が成年後見制度の理念・趣旨に則した事務遂行を行うためのガイドラインとして「後見人の行動指針」の策定作業を行っている。

今年度は、「後見人の行動指針」に関するシンポジウムを開催し、その検討過程を明らかにして広く議論を行う予定である。

また、昨年度運用開始した「後見制度支援信託」の運用開始に伴い、円滑な運用に向けた検討を行うとともに、後見人の不正行為防止に向けた本来的な対策として成年後見制度の制度設計の見直しに向けた検討を行う。

### 4. 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

老人福祉法第32条の2（後見等に係る体制の整備等）が創設されて市町村は市民後見人の養成及びその活用に必要な措置を講ずる努力義務が課せられ、その改正法が本年4月1日より施行する。

これは、1999年法改正が目指した後見人等の受け皿が多様化等の「成年後見の社会化」に沿った動きであり、当法人も2005年「成年後見制度改善に向けての提言～法定後見業務に携わる執務現場から～」において我が国初めて「市民後見人」の養成等の必要性を唱えてきた経緯がある。

そこで、「市民後見人憲章」の策定を行い、その理念を明確にすると共に、自治体等「市民後見人」の養成機関からの講師派遣等の養成事業や、第三者機関としての「市民後見人」支援組織への人員派遣に積極的に応ずるなど「成年後見の社会化」の実現に向けた活動を行う。

### 5. 公3 - ⑦ 地域連携促進事業

#### (1) 高齢者・障害者虐待防止等に関する地域連携の促進

当法人において高齢者虐待防止に関する取り組みについては、平成18年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の下、中核となる地域包括支援センター（市区町村）が各関係機関（関係者）と連携体制を構築することが重要であると認識している。

その関係機関（関係者）として司法書士の活躍が期待されているところではあるが、現状では連携体制が構築されている地域は多いとは言い難いことから、司法書士全体での取組みを拡大し地域における連携強化を図る必要がある。

また、昨年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、本年10月に施行されることから、司法書士は障害者における虐待防止に関与する取組みを構築する必要がある。

そこで、高齢者虐待防止に関し、引続き各支部が行う研修会へ講師を派遣し、司法書士と

地域包括支援センターとの連携の重要性及び必要性を取り上げた「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書（地域包括支援センターとの連携を中心に）」を基に、会員に対し連携体制構築に関する実践事例及びノウハウ等の情報提供を行うとともに障害者虐待防止においても同様の取組みを行っていく。

## （２）厚生労働省老人保健健康増進等事業

昨年度に引き続き厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用した事業を展開する。

高齢者虐待防止等に対する取り組みにおいて、関係機関との適切かつ有意義な地域連携体制を構築するための前提として実態把握、課題の分析及びニーズ調査等は欠かせない。

本年度においては、昨年度実施した調査・研究に加え、更に掘り下げた高齢者虐待防止における法律専門職の専門性の向上・役割・連携課題等及び高齢者の権利擁護実践に関する調査・研究を実施する。これらの調査・研究により、テキスト及び教材等を作成し、法律専門職の理解、知識及びスキルを向上させ、地域において実効性のある地域連携体制を構築することを目指す。

計画は、４ヶ年を予定しており、単年度ごとに厚生労働省への申請を要することになるため、本年度においても、調査・研究とは別途来年度申請に向けた準備も行うことになる。

また、得られた調査・研究結果は、今後会員に還元していく予定である。

## 【法人管理業務等】

### 1. 組織財政改革検討事業

当法人は、成年後見制度の重要性が増すとともに組織構成員及びその受託件数が拡大していることに伴い、昨年度より本部及び支部における事業執行のあり方について見直す作業を行っている。

これまで、支部会費廃止に向けた支部交付金、身元信用保険に代わる代替スキームの構築等を検討してきたが、これらの事項について継続的に検討するとともに長期的ビジョンを明確にしながら新たな事項についての検討を行う予定である。

なお、支部会費廃止については、今年度中に組織財政改革対応委員会の答申をまとめたうえで、平成25年度開催の支部本部連絡会議等で支部と協議を行い、支部会費の廃止とその時期について、平成26年度定時総会に提案する予定である。

### 2. 会員管理システム検討事業

不祥事の発生に伴い、不誠実行為を防ぐことを目的とする再発防止策を講ずることにより、支部における執務管理事務の負担拡大している。

また、会員及び受託事件数の増加に伴う管理事務が増大していて、特に定率会費の確実な納入のための仕組み作りが喫緊の課題である。

そこで、執務管理システムの立ち上げ、司法書士法人会員管理のためのシステム変更、会員の研修単位及び定率会費等の一元管理を実現するため、新たな会員管理システムを構築する検討を行い試験的な稼働を目指す。

## 第3 具体的事業計画

### I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

#### 1. 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

##### （1）執務管理支援

① 受託事件数完全把握と業務報告書100%提出を目指して

不適切あるいは不正な業務遂行等の問題となっている事件のほとんどについて、定期的な業務報告書の提出がなされていなかったため、会員に対して、定期的な業務報告書の提出を求めていたが、未だ100%提出に至っていない。業務報告書を提出しない理由として、様々な意見があることも承知しているが、当法人の定款及び諸規則に基づき、当法人の事業に関する事件を受託した場合に、その業務報告書の提出を求めるというルールに従って頂く必要がある。会員は必ず業務報告書を作成・提出するという強い意識を組織として共有することが再発防止として重要であると考えている。

つまり、当法人としては、会員に対し適切な指導支援をするためには、会員からの継続的な業務報告書の100%提出が必要不可欠であると考えており、不適切あるいは不正な業務の遂行等を未然に防ぎ、成年後見制度に対する信頼を揺るがすことなく当法人が発展を遂げていくためにも、引き続き、会員が受託している事件につき業務報告書100%提出を目指していくことは当然のことであると考えている。

また、業務報告書100%提出の根拠となる受託事件数の把握については、平成22年度から、支部独自で実施している受託事件数等調査の他に、本部直轄による受託事件数調査を行っているが、今年度も引き続き実施し、より正確な数字を把握した上で全会員に対して業務報告書100%提出を求め、適切な指導支援ができる体制を構築していく。

② 法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度、提出時期ならびに業務報告書に関する受託管理簿の作成及び本部への定期的な提出等について

業務報告書の提出頻度については、「原則的に6ヶ月に一度」という支部が多くを占めているが、支部によっては「3ヶ月に一度」、「4ヶ月に一度」等と支部の実情に合わせた提出頻度と定め、管理支援し易い状態で運営している。

提出時期については、支部で提出月を統一しているというのが大多数である。また、提出月を会員に任せている支部も少数存在するが、それぞれの受託事件の提出月を管理するのが困難であると思われるので、本部執務管理委員会としてはできるだけ提出月を統一するように薦めている。

提出された業務報告書を管理する受託管理簿は、本部から示した基本的な様式を参照しながら、各支部によって創意工夫された様式で作成されている。しかし、業務報告書の精査をする委員と受託管理簿に入力する委員が異なる支部もあり、受託管理簿の正確性が疑問視される支部もみられたので、支部に対しブロック執務管理委員会や支部訪問調査時を利用して指導・アドバイスをしていく予定である。最近では、業務用ソフト開発業者も工夫をこらした様式を提供しており、それを利用することも考えられるが、一覧性という面からみると多少改良の余地があると思える。また、全支部共通の執務管理システムを構築する必要があると思われるので、そのシステム構築についての提案をして行く予定である。各支部は、作成された業務報告に関する受託管理簿を2月と8月に本部に提出することになっているが、その提出期限を今まで以上に周知徹底していく。

③ 本部執務管理委員会

平成22年度から推し進めた全国の支部が責任を持った執務管理支援事務を行っていく「新執務管理支援システム移行」に関し、昨年度末時点において執務管理事務が完全に移行されていない支部は、各支部の理解と協力によりしまね支部1支部のみとなった。しかし、同支部も体制が構築されたことにより、近々に支部移行となることが見込まれている。

殆どの支部が新執務管理支援システムに移行したことにより、本部執務管理委員会の体制も再構築する。

本部執務管理委員会は昨年度より16名の委員で構成していたのであるが、委員数が少

数になったことにより、全委員がブロック執務管理委員会や支部訪問調査を経験することができた。今後は、その経験を活かしてより多くのブロック執務管理委員会や支部訪問調査に参加し、各支部との協議に参加してブロックや支部の実情を肌で感じ、より身近な執務管理・支援を行っていくことになる。

そのため、東京・四谷で開催する委員会は、全体委員会を年に3回、正副委員長会議を年3回程度開催することとした。また、本部執務管理委員と各ブロックの担当者等が参加して支部の執務管理状況や懸案事項等を協議するために、前年度はブロック執務管理委員会を年2回開催していたが、支部本部連絡会議やブロック会議でも執務管理に関する問題も協議されているので、ブロック執務管理委員会は年1回開催することにした。

また、全国支部の訪問調査は継続することとし、今年度はより一層の執務管理体制強化のために可能な限り支部訪問を行い、業務報告書の精査方法やその対応等、ピンポイントの協議をする予定である。少数ではあるが、報告書未提出者に対する催告が不徹底な支部や、業務報告書を出さないと断言するベテラン会員が存在する支部の問題がある。そのような支部、会員に対しては、「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に則り、粛々と指導していくことになる。

#### ④ 「新執務管理支援システム」移行支部となった支部への執務管理支援事務

各支部においては、今までと同様、支部会員から提出された業務報告書を精査し、その結果を業務報告に関する受託管理簿において管理することとなっている。支部において業務報告書の提出を怠る会員がいる場合は、平成21年3月5日から施行されている「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に基づいて業務報告書の提出を促す必要があるが（別紙①参照）、その徹底を図りたい。

上述のとおり、各支部には、年に2回（2月・8月）、業務報告に関する受託管理簿を本部に提出することを求めているが（別紙②、③を参照されたい）、本部は、それを精査することにより支部に疑問点等を確認したり、あるいは説明のための書類提出を求めたりすることもある。本部執務管理委員が支部訪問調査を行う場合には、訪問日の3ヶ月前に支部に事前準備のための連絡をするが、その際には、支部から本部に提出する書類や、訪問時に準備しておく書類等を指示するので、準備をお願いしたい（詳細は別紙④、⑤を参照されたい）。

不適切あるいは不正な業務の遂行を未然に防ぐための適切な時期の適切な指導・支援は、会員の顔が見える支部において行うことが最も効果があると考えられることから、確固とした支部の執務管理支援体制の構築が望まれる。

更に、今年度は、不適切な業務等を未然に防止するため、支部執務管理委員自体の執務管理・支援の質の向上に向け、ブロック執務管理委員会や支部訪問の機会を利用して、業務報告書の精査の要点、疑問点や確認事項等を発見した場合の対応方法等について支部と協議する予定である。

支部本部連絡会議、ブロック会議などの場を通じ、会員執務等に関する情報の相互共有と不祥事再発防止策の周知等を図り、本部と支部の連携・連絡体制の強化に努める。

#### ⑤ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

##### i 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例または対処困難事例等の相談に応ずる。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応または処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応もしくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、またはすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留



扱いとしている事案など、いわば、支部または会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえ、業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論または方向性を出す作業を行う。

ii 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案のほか、執務管理委員会及び法人後見委員会が今までに蓄積してきた監督、指導上のポイント及び問題解決の指針またはノウハウ等を集積し、一定の整理をしたうえで、成年後見業務FAQ（よくある質問と回答）を作成し、その情報を会員通信またはホームページ上で随時提供をしていきたい。また、平成22年度に日司連と共同で発刊した「成年後見事務に関する問題事例集」について、その改訂の必要性についても検討に着手したい。

iii 成年後見業務に関する法令等の解釈の検討

会員執務の普遍的な支援の一環として、会員執務の適正な遂行に資するため、成年後見業務に関する法令等の解釈上疑義のある課題につき業務相談委員会において必要な検討を加え、一定の見解を提示する作業を行う。

iv 平成21年度に実施した預り金に関するアンケート調査の分析

平成22年度に実施した預り金に関するアンケートについては、その結果が予想外のものであったことから慎重な分析が必要であると判断し、昨年度から本格的に分析の作業に着手しており、今年度も引き続き検討作業を継続する。

## (2) 業務審査委員会における検討に関する事項

業務審査委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。業務審査委員会については、定期的に会議を開催する。

## (3) 紛議に関する事実関係の調査

会員と依頼人らとの間、あるいは会員間で生じた紛争及び苦情について、理事長の指示に基づき、事実関係の調査、資料収集及び関係者らに対する事情聴取等を行い、その結果を理事会へ報告する。

## (4) 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

今年度は、災害対策をはじめとして、不祥事再発防止のための執務管理体制の強化、「新人研修」（新規名簿登載研修）構築のための基盤整備、「後見制度支援信託」の運用開始準備、「市民後見人」に関する事業検討、組織財政改革検討等本部と支部との間において、速やかな情報伝達と意見交換を行う多数の必要項目について協議を行う。

また、これ以外の問題についても地域と会員に直接関わる支部と中核的なブロックそして法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することで一丸となって効果的な活動を展開する必要がある。

### ① ブロック会議

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務の他、地域包括支援センター、法テラス等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等支部に期待される役割は大きくなっている。今年度もブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議の場を設けていただき各支部における運営等の活性化を図ることとしたい。

② 支部本部連絡会議

今年度も本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。また、日頃各支部から本部へ委員等として出向している会員からも各支部・各ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担ってもらうことで支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

③ 支部への情報発信

今年度も昨年度に引き続き各種情報の共有化と支部運営の活性化・効率化をめざし、ホームページの支部管理ページに各種の情報資料（例えば、各委員会からの提供資料やシンポジウム・フォーラム・研修会等のレジュメ、執務支援Q&A、ブロック会議で提供された資料、支部本部連絡会議Q&Aなど）の掲載を行うこととしたい。また、本部からの伝達事項や支部からの照会事項とこれに対する回答については、適時メール送信や会員通信を使用して支部及び支部長へ速やかに伝達を行うこととしたい。

## 2. 公1 - ② 専門職後見人養成事業

### (1) 「新人研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革に向けた基盤整備及び改革の実施

① 「新人研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革について、全支部の意見照会をして再検討した後に最終的改革案を作成し改革を実施する。

昨年度の支部本部連絡会議や全支部への照会(2011.2.10 回答締切)によって、賛否両論さまざまな意見が寄せられた。これらの意見を再度検討して、今年度中に最終的な「新人研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革案をまとめあげ、改革を実施していきたい。当法人は公益社団法人として全国で単一の法人であり、公益性の高い成年後見制度の担い手である専門職後見人の養成団体である。したがって、新入会員は名簿登載をするに際しては一定水準の後見事務を遂行できるだけの知識を取得していなければならない。そのためにも、数年間かけて新入会員向けの基本的研修プログラムについて検討してきたが、現在の名簿登載時の必須要件である、a、b、c、dの6単位の抜本的な見直しが必要である。当法人の歩みと社会的役割、後見実務の基礎知識、財産管理と身上監護事務の基礎、認知症高齢者・精神障害者・知的障害者との接し方、社会的に要求される職業倫理、高齢者・障害者の権利擁護の姿勢等について、全会員が入会時に身につけることは最低限の目標である。

② 「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿 登載・更新の手引き」の改正作業

「新人研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革に伴って必要な「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」の改正作業を行うとともに、さらに、この機会に全般的にこれらの規程等の見直し作業を行う。

③ 「新人研修」(新規名簿登載研修)科目の内容等の検討、DVD作成

必須研修科目及びその内容、新人に最低限度修得して欲しい項目、新人にわかりやすくするための工夫等を検討する。

主に東京支部等と共同して今後の「新人研修」(新規名簿登載研修)のDVD作成の検討、作成の実施を行う。

### (2) 支部研修に対するバックアップ体制の充実

① 支部研修支援のために、今年度支部に配布する研修DVDの作成

様々な事情から主体的に名簿登載・更新に必要な研修会を実施することが困難な支部を

支援するために、新規登載研修用として、東京支部等と共同にて「新人研修」（新規名簿登載研修）のDVDを作成し、また、広島研究大会の4分科会、日司連と共催するシンポジウムのDVDを作成して全支部に配布する予定である。

② ブロック研修会・複数支部合同研修会開催の助成

ブロック研修会または複数支部合同研修会への助成を行う。特に、研修会の単独開催が困難な支部の支援をめざす。

③ 支部での倫理研修実施の確認検証により倫理研修の充実確立をはかる

専門職後見人としての職業倫理の確立として、また問題事案の発生を防止するための一つの方策として、2年間に分けて、東日本・西日本の支部の研修担当者を一同に集めて倫理研修講師養成講座を開催し、全支部において養成講座を終了した。

今後は、以前送付した研修題材『倫理研修プログラム』を参考にして少人数のグループディスカッション形式研修（司法書士年次研修をイメージしている）を実施するか、事前レポート提出の講義形式研修（受講者に事前に課題を提示し、当日までに、その課題についてレポートを提出させ、講師が事前に目を通した上で、講評を交えて講義をするという形式）を実施することを確立させ、その内容をより充実させていくために、全支部での実施状況、倫理研修の内容、方式等を確認検証していく。また、全支部で参考になる倫理研修があれば、その情報を開示していきたい。

④ 支部・本部における研修講師の氏名、所属先等公開の検討・実施

支部研修会の開催に際して、外部講師・他支部や本部役員講師を依頼する場合に、全国でどのような講師がどのようなテーマの研修を講義しているかについての情報を公開するために検討し、今年度できれば実施を始めたい。

⑤ 支部で自前の生講義を開催するために、全国の各支部における研修会でのレジュメ・資料等の公開、支部での講師養成システムの検討

ここ2年間、全支部の研修担当者を集めて、倫理研修講師養成講座を開催した。この経験も活かしながら支部において自前の講師を養成できないか、また、そのために、全国の各支部における研修会でのレジュメ・資料等の公開ができないか、検討する。

⑥ 支部研修支援のあり方、当法人の研修制度システムの根本的なあり方についての検討

「新人研修」（新規名簿登載研修）と登載名簿更新研修の区別のあり方、生涯研修制度の段階的研修システム（例えば、研修内容の新人研修、初級研修、中級研修、上級研修等の段階的発展システム）のあり方、生の講義形式とDVD研修形式のあり方、講義形式の研修とディスカッション形式の研修のあり方、インターネットによる研修システムの導入等総合的な研修のあり方について将来を見据えて検討する。

⑦ 支部研修会の本部への報告の徹底

支部でどのような研修会がどれくらい開催されているのか本部が把握することは上記⑤⑥を検討するための基本的な情報となる。研修実施要綱第8条で支部研修会の実施の詳細について本部への報告が義務付けられているのもそのような趣旨を含んでいる。

⑧ 支部研修担当者対象のメーリングリストの活用

支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、本部と支部の間で、また支部と支部の間での研修に関する情報交換を活発にしていく。

### (3) 研修の共通補助教材改訂の検討

① 各種ハンドブックの改訂の検討、実施

家事事件手続法の施行日は、「非訟事件手続法の施行の日」とされ、非訟事件手続法（平成23年5月25日公布）の施行日は「公布の日から起算して2年を超えない範囲において

政令で定める日」であることから、平成 25 年 5 月までには施行されるので、この点に関係した各種ハンドブックの改訂を検討し、今年度は、まず法定後見ハンドブックの改訂作業を終えたい。

② 「新人研修」（新規名簿登載研修）用の教材の検討

各種ハンドブックは、研修会の資料というよりは、どちらかというとも会員が実務を遂行する上で常に参考にするための辞書的な役割を果たしている。新人研修会の教材として使用するには、少し分量が多過ぎるかもしれない。そこで、新人研修会のための講義レジュメ（受講生用・講師用）を開発できないか検討する。

**（４）日司連との共同事業、協力関係の強化**

日司連との共同シンポジウムを企画し開催する。

日司連主催の成年後見の研修会開催があれば講師を派遣し、その他研修事業の相互協力活動を強める。特に、日司連が取組む成年後見に関する研修会については、原則として、日司連と当法人が共催もしくは後援にて取組むことができないかについて検討し、協議していきたい。

**（５）第 3 回広島研究大会の開催**

「会員の一割程度は参加できる総会会場の確保」「開催地域における成年後見制度のさらなる普及」「開催地域ブロック（支部）の活性化」「全国レベルの研修機会の提供」等を目的として、平成 20 年度以降 2 年に 1 度の通常（定時）総会については、「総会と研修等を組み合わせた 2 日間の日程」による開催として、平成 20 年 6 月に大阪府にて第 1 回研究大会が開催された。これに引き続いて、宮城県において第 2 回研究大会を開催した。2 回とも 3 つの分科会を開催した。平成 24 年 7 月 1 日に予定されている第 3 回広島研究大会では、広島支部と岡山県支部による分科会と本部の 2 つの委員会による分科会の合計 4 つの分科会開催が予定されている。広島研究大会成功のための活動を行う。

**（６）入会促進と名簿登載促進、名簿未登載者問題解決のための取組み強化**

① 入会促進と名簿登載促進

引き続き成年後見制度の担い手になろうとする情熱あふれる新人司法書士の入会を促進するための活動に力を注ぐとともに、第三者後見人の選任率が 40%を超える状況が今後も続き、専門職後見人の需要も増加することが予想されることから、実際、後見実務に取組むことになる「後見人等候補者名簿登載者」を 5000 名とすることを当面の目標に専門職後見人の養成に力を入れる。

② 名簿未登載者問題解決のための取組み強化

名簿未登載者問題とは、第一に、名簿未登載者を家庭裁判所等に後見人等候補者として推薦することは支部運営規程基準上認められないことにもかかわらず、推薦している支部が一部ではあるが存在すること、第二に、名簿登載者が名簿登載を更新できないで、名簿未登載のまま後見人として職務を行い続けることは問題であり、できるだけ早期に名簿登載させる必要があること等である。この問題を曖昧にすることは名簿登載制度の導入により生涯研修制度を確立してきた当法人の研修システムを大本から瓦解させかねない。

まずは、全支部の実態の把握に努めるとともに、具体的にこの問題解決のための取組みを強化しなければならない。

**II 公 2 法人後見・法人後見監督事業**

## (1) 法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度が周知されるに従い、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進の一助として、成年後見制度利用の必要性は増加の一途を辿っている。また、その内容においても複雑困難な案件が目立ち始めている。

当法人は、専門職団体の第一人者として、今日までの法人後見実務の実績と経験により培った信頼をさらに強め、公益に則した事業を進めていく。

また、全国支部における法人後見受託・管理体制の充実を図ることで、より多くの困難事案へ対処できる法人後見体制の確立を目指す。

<今年度の受託方針>

- ①法定後見（監督）は、暴力・困難事案等、個人では受託困難な事案をはじめ、公益的な事案を受託する。
- ②任意後見は、多様な法人後見の需要に応えることができるよう法人体制や契約内容について検討研究を継続する。

## (2) 法人後見システムの確立

### ① 全案件の再検討

当法人が後見人等に就任してから一定の期間が経過して事案の中には法人で受託する必要性がなくなり、個人で受託することが可能になったと思われるものもみられる。そこで、今後更なる増加が予想される個人では受託困難な事案につき、積極的に受託できるようにするため、現在就任している全案件につき、具体的な業務内容を精査し、個人で受託可能な案件については、支部と調整して後見人等を個人に交替するようにする。

### ② 緊急事態への対応検討

当法人が受託している案件は、個人では受託困難な案件である。当該案件に対する対応方法についての文献等の示唆がない状況のなか、当法人をはじめ各後見人等もその対応方法に苦慮している状況がある。当法人に対する困難事案への就任依頼等の増加が今後予想されるので、緊急事態への対応について、危機管理に関するハンドブックの作成検討を継続する。

### ③ 支部法人後見体制の確認

法人後見事務担当会員への指導監督機能、本部との連絡体制など支部法人後見委員会の体制を確認し、積極的な指導を通して、本部支部間の緊密な関係を構築する。

今年度も、引き続き全国支部訪問を実施し、全国的に充実した法人後見事務の遂行体制の構築を目指す。

過去に法人後見を受任した実績のない支部が受託する場合には、法人後見における支部業務について、支援指導を行う。

### ④ 本部・支部間の連絡強化等

現在法人後見を受任している支部及び今後法人後見の受任が可能な支部に、本部法人後見委員会への委員の派遣を要請し、本部と支部の連絡強化、情報の共有化を進める。

### ⑤ 重要意思決定事項の一部支部委譲体制の実施

「法人後見受託事案について本部法人後見委員会の承認権限の一部を支部法人後見委員会に委譲することに関するガイドライン」に基づいた委譲体制の検証と実行を引続き行う。

### ⑥ 本部の指導監督機能の強化

「定期報告書提出状況調査書」の充実により、定期報告書の長期末提出事件がないよう留意し、課題の早期発見・対応に努める。

⑦ 傷害保険制度の運用

法人後見を受託する支部、事務担当者及びその補助者等に対し、その業務従事中の傷害リスクを補償するため導入した傷害保険契約の運用について、検討をする。

Ⅲ 公3 成年後見普及啓発事業

1. 公3 - ① 親族向成年後見養成講座事業

2. 公3 - ② 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

(1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施

昨年度に引き続き、成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業のなかに、①親族向け成年後見人養成講座事業及び②遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業の双方を含めるものとして、成年後見制度の普及に合致する事業に対しては種別内容を限定することなく助成する方針とする。

今年度においては、昨年度末の募集により、既に40支部(昨年度は37支部から申込あり)が、支部メニュー事業の実施を予定している。

また、各支部において実施された企画実施内容・作成資料等については、可能な限りホームページに掲載するなどの情報交換を通して各支部の事業を支援していく。

3. 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

(1) 災害対策事業

災害対策事業として、宮城県において被災地支部と司法書士理事の合同会議を開催し、被災地支援のあり方について協議を行い、長期的な支援体制の構築を図る。

(2) 全国一斉成年後見相談会

今年度も日司連との共催による全国一斉成年後見相談会を実施する。この相談会は当法人設立当初より開催されているもので、毎年、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、家族会、各専門職能等の関係機関と連携する方法により成年後見制度の周知と利用促進の強化を図ってきたが、今年度は各支部に対し本相談会事業の助成は行わない形での実施となる予定である。

4. 公3 - ④書籍等出版事業

(1) 「実践 成年後見」の企画等

① 「実践 成年後見」の企画並びに企画上程

後見業務総合実務書「実践 成年後見」は、平成12年4月に新しい成年後見制度が施行されたその年に第1号が発刊され、現在までに第41号が発刊されるまでになった。

当法人は、長年に亘り「実践 成年後見」の企画を担当し、その時々によろしい視点・内容が同書に盛り込まれるよう企画活動を行ってきたが、今年度においてもこれをさらに推進する。

また、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士で構成する編集委員会に企画委員を派遣し、企画の上程を行う。

- ・今年度は、ブロック会議等を活用し、全国各支部に協力・連携をお願いして、「事例検討」、「事例収集」を組織的に進める。
- ・企画全体委員会を年4回開催し、編集委員会に年4回企画委員を派遣する。
- ・「実践 成年後見」の第42号から第45号を企画発行する。

② 「実践 成年後見」の定期購読推進

「実践 成年後見」が、法律関係者、福祉関係者、家庭裁判所、行政まで、幅広く購読され、後見業務に携わる者の日々の行動指針になっていることから、各支部でも「実践 成年後見・読込み勉強会」等を企画して、さらに同書を活用して後見業務に生かしていただくよう、ブロック会議等の場で「定期購読」を呼びかける。

## (2) 書籍出版事業

- ① 市民後見人の養成研修テキストの編集（出版）
- ② 成年後見監督人等の手引き（仮）の編集（出版）
- ③ 「後見六法 2012年版」の編集作業
- ④ 出版済み書籍の改訂作業
- ⑤ 必要に応じた小冊子、リーフレット、入会ハンドブック等の改訂と増刷

## 5. 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

### (1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

- ① 成年後見制度検討改善事業
  - i 制度改善のための下記アクションプランの検討、実行
    - ・ 金融機関へのアンケート調査結果の分析に基づく改善行動計画の策定及び実行
    - ・ 成年後見制度利用支援事業に対する各自治体からのアンケート調査結果の分析に基づく改善行動計画の策定及び実行並びに厚労省等関係機関への要望・要請行動の実施
    - ・ 身元保証に関する施設及び病院等へのアンケート調査の実施及びその結果の分析に基づく改善行動計画の策定
    - ・ その他、アクションプラン実現に向けての調査活動及び意見交換会等の実施
  - ii 各方面からの意見照会等に対する迅速な回答及び提言のまとめ
    - ・ 法律、政令、省令、規則等の改正に対するパブリックコメントへの対応
    - ・ 各支部及び成年後見制度関係団体等から質問、意見への対応
    - ・ その他、意見照会等に対する回答のための調査活動及び意見交換会等の実施
- ② 成年後見制度研究提言事業
  - i 身上監護に関する決定権限の体系的整理を行う（前年度からの継続）

現状の民法においては、成年後見人には「医療同意権」や「居所指定権」が無いと言われているにもかかわらず、精神保健福祉法上の「保護者制度」や、臨床試験における「代諾者制度」、個人情報保護法等における「法定代理人制度」など、成年後見制度の転用により、後見人に対する身上監護権が民法典以外で付与されているという実態の調査と法令上の整理を行う。
  - ii 公法上の権利擁護システムの整備に向けての研究（前年度からの継続）

我が国の成年後見制度は私法（民法）上の代理制度であるにもかかわらず、現実には様々な公法上の代理代行手続をも行なっているのが実態であり、このような実態を生じさせている根本原因は、我が国には判断能力の衰えた人を支援する制度が成年後見制度しか存在しないことにあるわけなので、これを解消していくための新たな公法上の権利擁護システムの構築に向けての研究を行う。
  - iii 成年後見制度利用者に対する権利制限のあり方についての調査、研究

我が国の成年後見制度は、本人の能力の程度にかかわらず後見人に対し一律に同意権、取消権が付与されているが、諸外国ではむしろ個別に対応するのが一般的となっている。また、公職選挙法の規定により成年被後見人は選挙権を喪失するなど、おそ民法上の財産管理能力とは異なる能力の制限にまで及んでいる部分もある。

そこで、今年度は、全会員に対して同意権、取消権行使の実態調査を行い、これらの権限の活用状況を分析することにより成年後見制度利用者の権利制限のあり方について調査、研究を行う。

③ 世界会議への参加

ドイツやオーストラリアで開催される成年後見制度に関する世界会議へ法人として参加し、我が国の成年後見制度の再構築へ方途を模索するため世界各国での運用状況を視察・確認する。

**(2) 第三者による医療同意の法律制定に向けての検討及び提言等**

前年度の医療関係者に引き続き、今年度は患者とその家族らに対して、本人に医療行為の同意能力がない場合の第三者による代行決定についての意識調査を行う。ここでは、第三者が代行決定できると考えられる医療行為の範囲や、家族間での代行決定者の順位、成年後見人に期待する役割などが問われることとなる。それらの調査結果の分析を確実に推進し、患者及びその家族、後見人、医療機関の関与によって成立する医療行為の決定プロセスのあり方を研究する。この代行決定のシステムは、単にその対象範囲や代行決定者、その順位を規定するだけのものであってはならず、現場で受け入れられる現実性のあるものとする必要があり、その点を踏まえてシステムの提案に繋げていきたい。また、こうした意識調査は、第三者による医療行為の代行決定について、広く社会に問題提起する機会であるとも期待している。

さらに、医療行為の同意能力が「ないのではない」本人の医療行為の決定プロセスに、成年後見人としてどのように関わっていくべきか、これまでの検討成果を研修等を通じて会員に提示し議論を喚起することも併せて行っていく。

**(3) 成年後見人の職務指針の検討**

前年度より、我が国の成年後見制度を支えるあらゆる後見人が成年後見制度の理念・趣旨に則した事務遂行を行うための職務指針の確立に向けて、イギリス 2005 年意思能力法・行動指針、横浜宣言における成年後見人の行動規範及び当法人の後見活動 10 のチェック等を参考にしつつ、後見人の職務指針を検討してきた。この検討経過を踏まえ、今年度は総会翌日の研究大会における分科会において、我が国の成年後見制度における後見人の行動指針がいかにあるべきかを会員と共に検討したい。

この分科会における成果をもとに、さらに検討を続け、その検討成果を持って、来年 2 月または 3 月には、ひろく参加者をつのり、シンポジウムを行う予定である。

**6. 公 3 - ⑥ 成年後見普及促進事業**

**(1) シンポジウムの開催**

今年度は、日司連と協力し、「後見人の行動指針」及び「高齢者虐待防止」をテーマとして、成年後見制度の普及と利用促進のための 2 種類のシンポジウムを開催する。

**(2) 各種成年後見制度普及促進事業**

① 日本成年後見法学会の活動支援

日本成年後見法学会が中心となり「2010 年成年後見法世界会議」を開催し、「横浜宣言」を採択したが、同学会と協力して日本の課題解決に向けて地道に行動して行く。

また、同学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣し支援をする他その活動に柔軟な対応をしていく。



② 研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国・地方公共団体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員もしくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。

これらの派遣にあたっては、今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域をまたいだ、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。

③ 成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業

前記「1. 2. (1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施」記載のとおり、支部が行う独自の成年後見制度普及促進事業は、支部メニュー事業のなかで積極的に対応していく。

④ 市民後見人育成・支援事業

「市民後見人憲章」の検討を続け市民後見人の理念を明確にすると共に、自治体を中心として、市民後見人養成事業に対し講師派遣を行い、また市民後見人活動の実施機関に委員や相談員として積極的に関与していく。

**(3) ホームページの改訂及び維持管理**

① ホームページの改訂

- ・ ホームページの内容をトップページを含め、より市民向けのスタイルに順次改訂する。
- ・ ホームページの会員向けページをさらに利用しやすく充実した内容に順次改訂を行う。
- ・ 視覚障害者用の音声付きページ及び英語版のページを充実させる。

② ホームページの維持管理

- ・ ホームページの更新を定期化し、できるだけ最新の情報を提供できる体制を構築する。

**(4) 成年後見関係者向けリーガルサポートニュースの発行**

当法人の存在と活動内容をより深く理解してもらうために、主に成年後見事務に携わる関係者向けにリーガルサポートニュース（仮称）を定期的に発行する  
なお、このニュースは会員にも支部を通して配布してもらう予定でいる。

**(5) 新たなキャラクターの企画、作製及び名簿掲載認識用バッジの検討**

① 新たなキャラクターの公募または企画・作製

- ・ 現在一時借用中にある犬のキャラクターの買収交渉は不調に終わったため、新たなキャラクターを公募または企画、検討し作製する。

② 後見人等名簿登載者向け名簿掲載認識用バッジの検討

- ・ 家庭裁判所及び成年後見の関係者が後見人等名簿登載の資格を有する会員であることを一目で認識できるようにするために、会員に貸与するバッジを検討する。

このようなバッジを検討する理由は、当法人の会員は本来名簿登載者であるべきところ、名簿登載に至っていない会員による後見事務の受託が多く見られ、家庭裁判所及び成年後見関係者も外形的にはその違いがわからないことから、バッジでその判別を外部から容易にさせることによって少しでも名簿登載率を向上させることにある。もちろん、このバッジは当法人の会員であることを表明する効果も有している。なお、このバッジの所有権は当法人に属し、名簿登載の資格がある会員にのみシリアル番号を付したバッジを誓約書及び保証金（1000円程度を予定）を提供させて貸与する構想であり、もし作成した場合は、ホームページ、ニュース及び会員通信等でバッジの告知を頻繁に行い、成年後見関係者及び当法人会員並びに司法書士に周知させていく予定である。

## (6) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となり平成13年12月に設定した「公益信託成年後見助成基金」（三菱UFJ信託銀行が受託運営）は、家庭裁判所や福祉関係者等から、成年後見制度の普及促進に寄与している基金として高い評価を受けている。また国からも高齢化社会を先取りした基金として高い評価を受けているが、この基金への助成申請は年々増大する傾向にある。当法人は今年度も、募集事務、申請受付事務に協力し、助成基金に対する寄付の呼びかけを行っていく。

## 7. 公3 - ⑦ 地域連携促進事業

### (1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

#### ① 障害者虐待防止法施行へ向けた対応

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成23年6月17日に成立し、平成24年10月に施行されることとなった。本法律の知識及びその理解は、後見業務を行う当法人会員にとっては不可欠であるとの認識から、当法人では、まず、高齢者・障害者等虐待防止委員会内において同法に関する資料を作成し、その理解を深めた上で、同法に関する研修会等の開催へ向けた資料の作成及び講師派遣の要請への対応等の準備を行いたい。

また、日司連の「虐待防止対策委員会」とも連携を図り、本法に関する取り組みを行いたい。

#### ② 高齢者虐待事案の収集及び高齢者虐待案件の会員に対する指針・支援方法等の検討

我々司法書士は、高齢者虐待の防止に積極的に関与すべき立場にある。成年後見制度の活用は、高齢者虐待の防止に大きな効果をもたらすものであり、成年後見人に就任することにより、我々は高齢者虐待の防止に関与することができる。しかし、実際に高齢者虐待の事案に対処しなければならないことになった場合には、会員は様々な不安をかかえることとなるであろう。

そこで、高齢者虐待事案を収集して、実際にどのような対応がなされ、解決等がなされたかを検討することによって、虐待事案に対応する会員のための指針・支援方法等を検討したい。

#### ③ 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進へ向けた研修会の継続実施

平成22年度は、高齢者虐待防止に向けた取り組みにおける司法書士と地域包括支援センターとの連携の必要性を上げた「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書（地域包括支援センターとの連携を中心に）」を取りまとめ、同提言書に基づく地域連携の構築の促進へ向けた研修会の開催を希望する支部に対しては、当委員会より講師を派遣してきた。しかしながら、実際に研修会を開催し、高齢者・障害者等虐待防止委員会より講師を派遣するに至った支部は少数にとどまっているのが現状である。

そこで、本年度も引き続き、高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進へ向けた研修会の開催を各支部に対して促し、同委員会より講師を派遣する事業を継続して行いたい。

また、これに関連して、当法人では毎年開催される日本高齢者虐待防止学会に参加し演題を発表しているが、本年度からは、可能な限り、開催地の支部と連携を図り、演題発表等を行っていきたいと考えている。これは、本学会には、地元の行政等が多数参加しており、そこに地元支部が参加することによって、今後の地域連携につなげることができるものとするためである。

なお、本年度は、第9回日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）が、神戸にて7月14

日（土）に開催される予定であるため、兵庫支部と連携を図りながら、学会での演題発表等を行っていきたい。

④ 高齢者虐待防止に関する調査・研究を踏まえた取り組み

厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用して行われた補助金事業準備室による調査・研究結果をふまえた取り組みを、行いたい。

⑤ 高齢者虐待防止法改正への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成18年4月1日より施行され、同法附則第3項では、「施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、現時点では、その改正はなされていないものの、近いうちにその改正が見込まれる。

そこで、当法人としても、同法改正に向けた情報等を積極的に収集し、改正後の対応についての取り組みを行いたい。

## （2）厚生労働省老人保健健康増進等事業

① 調査研究事業

高齢者虐待防止等に対する取り組みにおいて、関係機関との適切かつ有意義な地域連携体制を構築するための前提として実態把握、課題の分析及びニーズ調査等は欠かせないため、昨年度に引き続き厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用し当該調査・研究を行う。

今年度は、昨年度実施した調査・研究に加え、更に掘り下げた高齢者虐待防止における法律専門職の専門性の向上・役割・連携課題等及び高齢者の権利擁護実践に関する調査・研究を実施し、法律専門職の理解、知識及びスキルを向上させ、地域において実効性のある地域連携体制を構築することを目的とする実践用の法律専門職向けのテキスト及び教材等を作成する。

i 申請

昨年度より補助金事業準備室において厚生労働省老人保健健康増進等事業に関する申請準備をしており、今年度はその申請を行う。

ii 調査・研究

上記申請が認められれば、事業計画に沿って事業を遂行することになる。なお、本事業は4ヶ年計画を予定しており今年度は2年目となるが、今年度に予定している主な事業内容としては、a.法律専門職等への郵送アンケート調査、b.先進地区の法律専門職等へのヒアリング調査、c.実践のためのテキスト・教材の作成、d.研究報告書作成である。

iii 報告

今年度実施した調査・研究に関する成果を、連携体制構築の資料となるようテキスト、教材、報告会等の形式で会員に情報提供したい。

iv 来年度申請準備

厚生労働省老人保健健康増進等事業は単年度で完結するため、来年度に同事業の活用を望むのであれば再度申請が必要となる。本事業は4ヶ年計画で進めているため、3年目の申請準備を行う。

② 高齢者虐待防止に関する連携体制の構築

本事業で得られた有用な調査研究データ・資料が、会員に還元され、実践で活用されることが重要であることから、各地域における高齢者虐待防止に関する連携体制構築について検討していく予定である。

③ 日本高齢者虐待防止学会（J A P E A）での発表

昨年度までは高齢者・障害者等虐待防止委員会が日本高齢者虐待防止学会で演題発表を担当してきたが、本年度はそれとは別に高齢者虐待防止補助金事業委員会においても昨年度の調査・研究結果を内容とする演題発表等を行う予定である。

## 【法人管理業務等】

### 1. 組織財政改革検討事業

#### (1) 変化に対応した組織財政改革

公益社団法人への移行を果たした当法人は、設立時会員数 3033 名が近々 6000 名に達するとみられ、さらに受任事件数・継続事件数も増加の一途をたどっている。こうした組織及び財政規模の拡大に伴い、これまでも入会金や定率会費の見直し、定款・規則・規程等の整備、新執務管理システムを導入するなどの対応をしてきた。

しかし、当法人を取り巻く最近の環境変化は著しく、現時点で早急な見直しが迫られている問題を取り上げて検討するとともに、長期ビジョンとして、公益を創造する当法人の 10 年、20 年後のあるべき姿を見据えつつ、組織及び財政全般にわたる見直しを行い、当法人及び会員が成年後見事業に取り組む態勢を万全なものとしたい。

#### (2) 継続検討事項の答申

昨年度から継続して検討中の下記 4 項目については、委員会の審議過程で示された中間意見をまとめ、これを最終報告として答申する。なお、問題の重要性に鑑み、必要に応じて会員に対するアンケートを実施する予定である。

- ① 身元信用保険に代替するスキーム構築
- ② 支部会費の廃止に向けた支部交付金の取扱い
- ③ 未成年後見への取組みの可否
- ④ 市民後見人の養成に対する支援の在り方

#### (3) 本年度検討予定事項

本年度、新たに検討を予定している下記事項について論点整理等を行い、当法人の将来像ないし方向性を踏まえた結論をとりまとめたい。

- ① 会員管理システムの導入
- ② 日司連及び各司法書士会と当法人（支部を含む。）の関係
- ③ 当法人の本部と支部の関係
- ④ 役員選挙制度の導入の是非
- ⑤ その他理事長が諮問した事項

### 2. 法人管理業務

#### (1) 会員管理と事務局体制の充実

##### ① 事務局の運営及び事務局体制の充実

現在、5800 名を超える会員の管理業務に加え、公益目的事業の規模拡大に伴って著しく事務量が增大しているため、事務の効率化を推進するとともに、事務局体制の整備・拡充を図る。

##### ② 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議、ブロック会議などの場を通じ、会員執務等に関する情報の相互共有と不祥事再発防止策の周知等を図り、本部と支部の連携・連絡体制の強化に努める。

##### ③ 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

権利擁護の担い手たる後見人が慢性的に不足する状況にあつて、制度を利用する高齢者・障害者に対し、良質な後見事務を提供する専門職後見人を継続的に供給することは当

法人の社会的使命であり、これを実現するため、日司連、各単位会の協力を得て、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を積極的に推進する。

④ 賛助会員及び寄付金の募集

当法人が実施する公益目的事業の趣旨に賛同する賛助会員を募り、財政面の支援を求める。また、当法人の財政基盤強化に向け、関係者との利益相反関係に十分配慮しつつ寄付金の募集を行う。

⑤ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、必要に応じて見直すとともに、懲戒処分等に関する規定の整備、当法人支部と各単位会間の会員苦情情報の共有化に向けた検討を行う。

⑥ 各種名簿の管理

会員名簿、後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、また、後見人等候補者名簿の登載者に対して登載証明書の発行事務等を行う。特に今年度は、司法書士法人会員についての名簿管理を効率的に行うために管理システムの変更を行う。

⑦ 包括補償保険制度の検討

後見等の事務遂行に資する保険商品の開発等につき保険会社との協議も含め検討していく。

**(2) 新・新公益法人会計基準の準拠**

① 新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の維持・継続

新しい会計基準に基づく会計事務も1年を経過し、本部支部の統一的会計処理体制は確立されつつあると考えられる。しかし、個々の仕訳や勘定科目の使い方等、まだ十分に習熟されてはおらず、その対応策として、本部財務委員会と支部会計担当間でメーリングリストを設置して、その対応を図っているところであるが、今後も引き続き、支部の疑問点等をすみやかに解消すべく、継続していきたい。

② 公益認定基準に基づく財務体制の維持

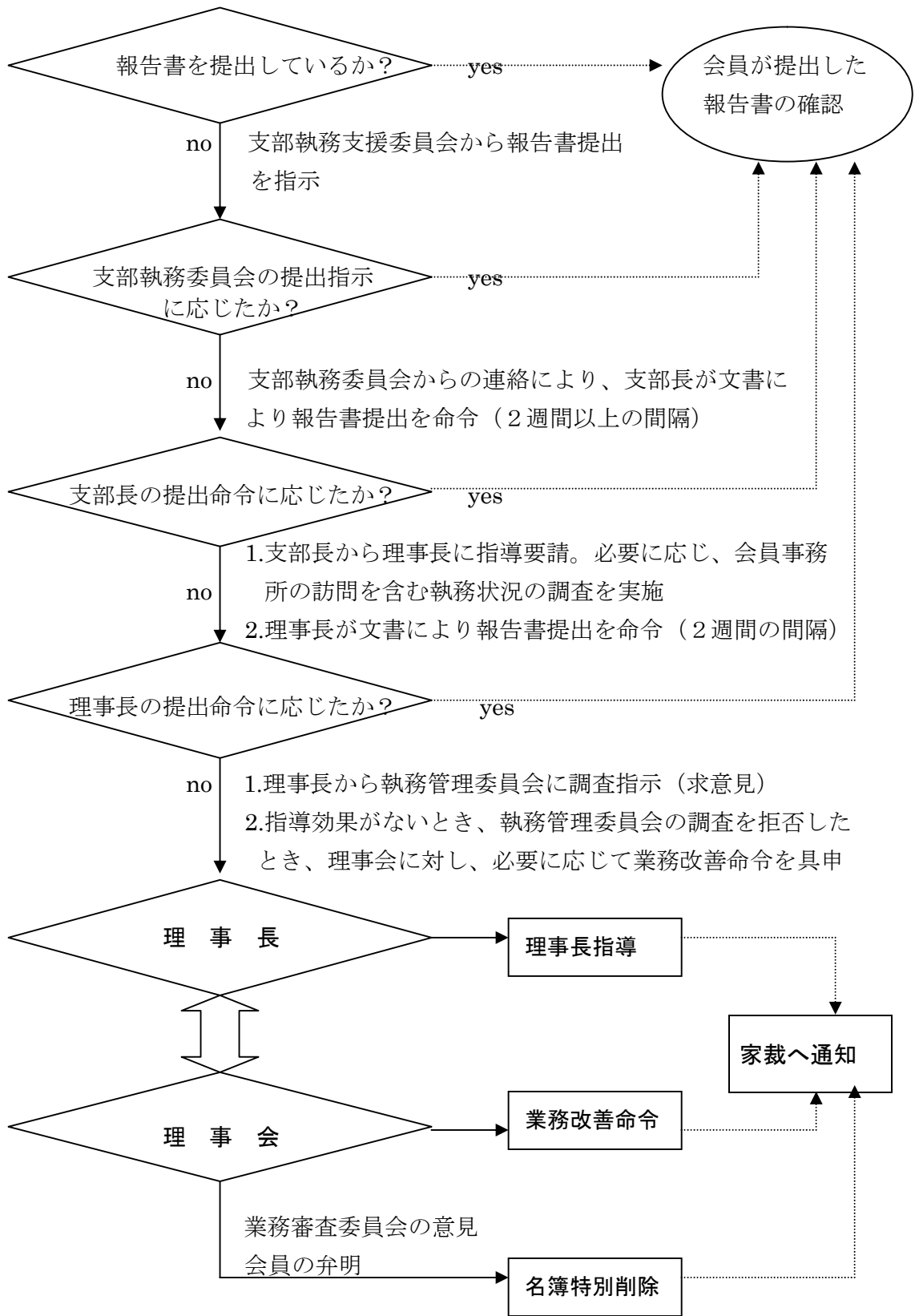
公益認定基準の一部である財務三基準（収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限）を遵守することが、公益認定継続の重要な要件であるため、それらに基づいた配賦比率の策定や収支予算書の作成等を引き続き行っていく。

③ P C A公益法人会計ソフトを導入し、支部・本部で使用しているところであるが、新しいOSである Windows7 対応のP C A公益法人会計ソフトがアップされており、各支部においても、当該ソフトのバージョンアップを行う必要がある。しかし、本部・支部間で一斉に行う必要があり、そのため8月13日前後の1週間の期間を設定し、一斉バージョンアップ作業を行う予定である。

**(3) 個人情報保護システムの整備**

費用対効果を勘案しつつ、セキュリティ対策を含む個人情報保護システムを整備拡充し、個人情報の流出防止に万全を期すとともに、不測の事態が発生した場合を想定した危機管理対応についての検討を行う。併せて、当法人が定めた「個人情報保護運用マニュアル」の見直しを行う。

業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針イメージ



## 受託管理簿作成・提出までの流れ

別紙②

- 1 家裁からの推薦依頼
- 2 成年後見人等への就任
- 3 会員から支部へ就任報告書提出  
☞ 直請けの事件も報告義務があることを徹底する。財産目録調整に時間を要するときは、先ず就任の報告をし、財産目録は追って提出してもらう。
- 4 支部執務管理委員会にて報告書チェック  
☞ 以後の管理・支援のために事件内容を把握する。困難事例等の場合、積極的に支援する。
- 5 会員名・管理番号・類型・就任日・報告日等を管理簿に記載  
☞ インデックス機能となる。
- 6 数ヶ月後、会員から支部へ遂行報告書提出  
☞ 提出は、3ヶ月毎、4ヶ月毎、6ヶ月毎の違いあり。
- 7 支部執務管理委員会にて報告書チェック  
☞ 前回報告書と対比することによって、内容の齟齬や不審点等を見つけ出すことができる。報酬受領の有無も確認する。
- 8 報告書提出日等を管理簿に記載  
☞ 報酬受領があれば、それも記載する。
- 9 毎年、2月・8月に受託管理簿を本部に提出  
☞ 本部にて精査し、疑問点は支部に質す。

### ※事件終了の場合

- 1 速やかに終了報告  
☞ 財産引継ができていなくても、終了事由発生時の報告を促す。
- 2 財産引継が終了した時点で終了(完了)報告  
☞ 終了事由発生から、財産引継までに長期間かかっている場合は、中間報告も求める。
- 3 受託管理簿に終了(完了)報告記載。  
☞ 終了報告が数回になる場合は、その旨も記載。

## 1 支部訪問前に行う事務

- 3ヶ月前 支部に対して訪問日時及び準備帳票等を文書により通知
- 2ヶ月前 支部より、「支部現況報告書(問題点・課題点付記)」提出
- 1ヶ月前 訪問担当者による、支部提出書類の検討、指導方針確認  
不明点等につき追加指示通知  
「チェック項目一覧」及び「特記重点チェック事項一覧」整理

## 2 支部訪問時における事務

- 支部役員より現況報告書による概要説明
- 帳票精査(支部担当者 名同席)
- 本部訪問担当者による問題点・課題点整理
- 支部役員と本部委員との評議

## 3 支部訪問後に行う事務

- 1週間以内に本部執務管理委員会へ支部訪問報告書を提出
- 直近の定例委員会にて問題点・課題点等の検討
- 本部より、訪問支部に対して指示書送付
- 汎用課題ある場合、全支部へ注意文書発信

### ★ 備置帳票の確認・精査

- ・ 支部会員名簿
- ・ 名簿登載者名簿
- ・ 受託管理簿
- ・ 定率会費納付簿
- ・ 相談助言記録簿
- ・ 会員指示等記録簿
- ・ 苦情意見対応記録簿
- ・ 委員会会議記録簿

### ★ 質問事項等

- ・ 事務局の協力体制
- ・ 業務報告書の提出頻度及び提出時期、提出状況
- ・ 業務報告書のチェック体制、チェックの仕方
- ・ 執務管理委員会の開催頻度及び委員数
- ・ 定額会費・定率会費の納付状況
- ・ 会員からの相談に対する体制
- ・ 支部独自で行っている管理支援等
- ・ その他

☞ 受託管理簿の作成については、別紙3を参照して下さい。



## 支部執務管理支援の体制及び状況

〇〇支部執務管理委員会

## I 支部会員数の推移

	H20	H21	H22	H23
単位会会員数（内：法人）				
LS会員数（内：法人）				
LS名簿登載者数（内：法人）				
LS会員入会率				

## II 事務局の協力体制

## III 執務管理委員会の開催頻度・構成員

## IV 業務報告書の提出頻度・提出時期・提出状況

## V 業務報告書のチェック体制・チェック方法

## VI 法定後見人等就任状況

## VII 執務管理支援体制

## VIII 定額会費・定率会費の納付状況

## IX 会員からの相談に対する体制

## X 後見事件に対する苦情対応

★ 上記項目を含め、記載部分を随意拡張して、支部の状況が分かる項目を適宜記載してください。